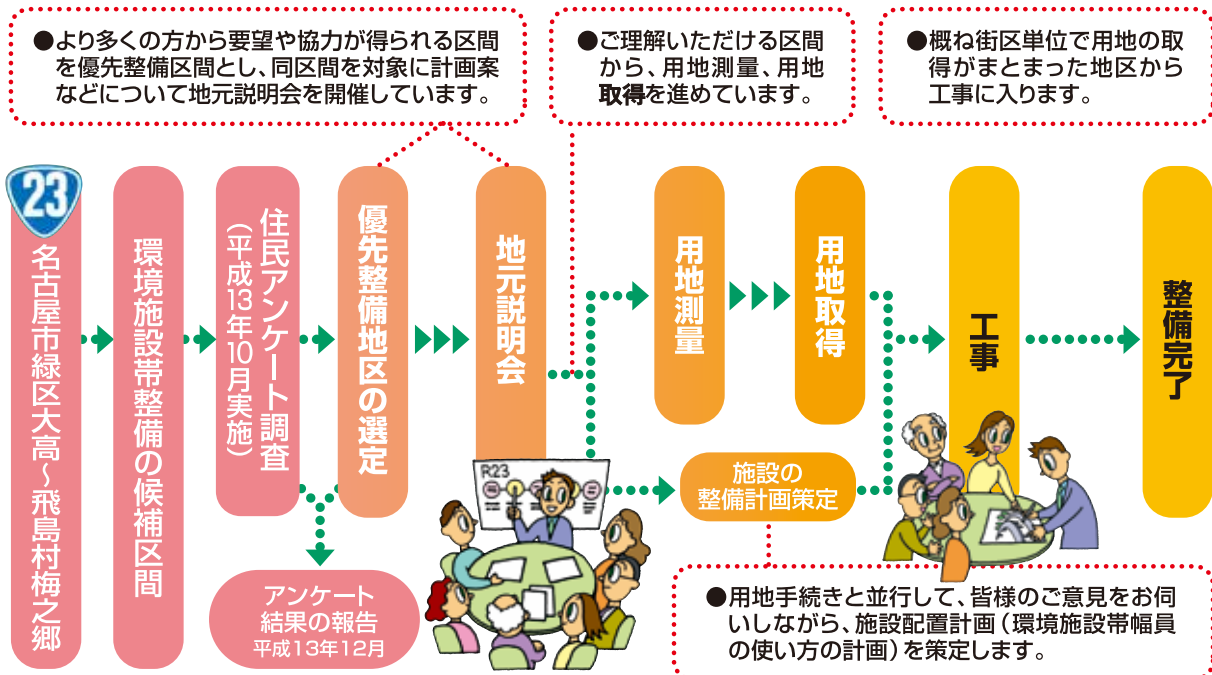


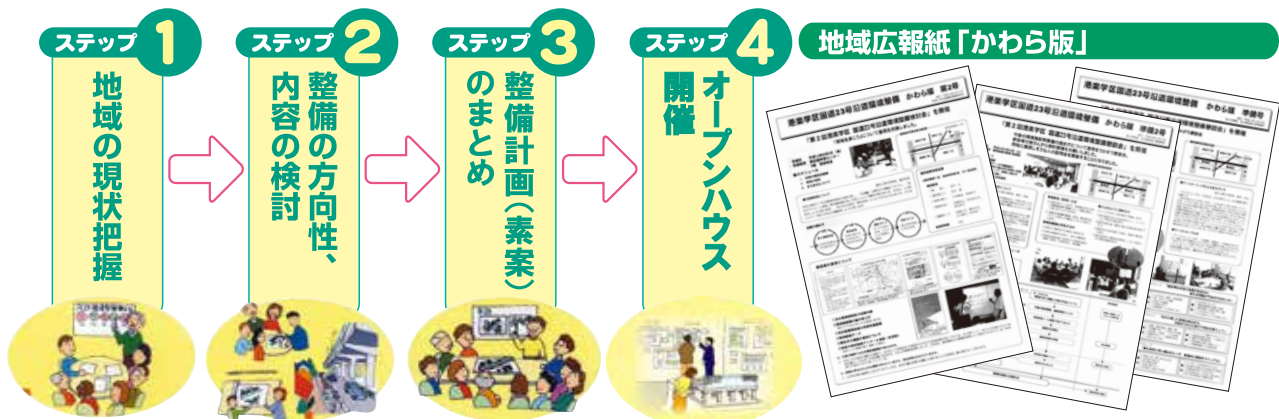
環境施設帯整備の進め方

環境施設帯は23号沿線の皆さんの考えやご意見をお伺いしながら進めています。
その一環として、まず住民アンケートを実施し、より多くの皆さんから要望があり、
協力が得られる区間から整備に取り組んでいます。



港区港楽学区で検討会を設置

国道23号港区築地口インターチェンジ付近の港楽学区は環境施設帯整備地区全体のモデル地区として、地元の方の意見を聞きながら整備の方向を検討しています。
検討にあたっては、「港楽学区 国道23号沿道環境整備検討会」を設置し、
ワークショップ方式で2年程度をかけて地元の意見として整備計画(素案)をまとめていただき、
オープンハウスで公開しました。今後、用地の取得状況をふまえ整備計画(素案)を基に、
国土交通省が整備案を提示して、合意していただければ整備を進めていきたいと考えています。



【用地取得】

- 環境施設帯の整備に必要な用地として取得の対象となる土地建物は用地測量を行うまでは特定できません。
※アンケートで明示した相当幅内の居住者や土地所有者と最終的な用地取得の対象者とは必ずしも一致しません。
- 用地取得面積や補償額等についても、用地測量等が完了するまで明示できませんのでご了承願います。